明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報 号外

令和元年五月三十日

## ○第百九十八回国会　衆議院会議録　第二十七号

令和元年五月三十日（木曜日）

**議事日程　第二十号**

令和元年五月三十日

午後一時開議

第一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

**○本日の会議に付した案件**

日程第一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

午後一時二分開議

**○議長（大島理森君）**　これより会議を開きます。

---

**○議長（大島理森君）**　御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員保岡興治君は、去る四月十九日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

保岡興治君に対する弔詞は、議長において今三十日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに建設委員長　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長　憲法審査会会長等の要職につき　また再度国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章　保岡興治君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

---

**日程第一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）**

**○議長（大島理森君）**　日程第一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長赤羽一嘉君。

---

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔赤羽一嘉君登壇〕

**○赤羽一嘉君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を導入するとともに、減免申請事業者数の上限を撤廃するほか、課徴金の算定方法の見直しや検査妨害等の罪に係る罰則規定の見直し等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、翌十七日宮腰国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十二日に質疑に入り、同日参考人からの意見聴取を行い、二十四日質疑を終局、昨二十九日に採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、いわゆる弁護士、依頼者間

の秘匿特権に関する規則、ガイドライン等を整備するに当たっては、国際水準との整合性を可能な限り図るよう留意した内容とすることなど、五項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

◇

**日程第二　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、参議院送付）

○議長（大島理森君）　日程第二、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長武藤容治君。

---

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔武藤容治君登壇〕

○武藤容治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長する措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十二日参議院から送付され、五月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日吉川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十九日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

◇

**日程第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**

○議長（大島理森君）　日程第三、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長谷公一君。

---

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

---

〔谷公一君登壇〕

○谷公一君　ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮船籍の全ての船舶、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶及び北朝鮮に寄港した日本籍船舶について、本年四月十三日まで入港を禁止することとした閣議決定を、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、本年四月九日の閣議において平成三十三年四月十三日まで二年延長することとしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る五月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日、石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

◇

○星野剛士君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、衆議院規則の一部を改正する規則案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　星野剛士君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

———

**衆議院規則の一部を改正する規則案**（議院運営委員長提出）

○議長（大島理森君）　衆議院規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長高市早苗君。

———

衆議院規則の一部を改正する規則案

〔本号末尾に掲載〕

———

〔高市早苗君登壇〕

○高市早苗君　ただいま議題となりました衆議院規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正は、質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当の方法により各議員に提供することができるよう改めようとするものであります。

なお、施行日は、第二百回国会の召集の日であります。

本規則案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出をいたしました。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

———

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

———

○議長（大島理森君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

———

**出席国務大臣**

農林水産大臣　吉川　貴盛君
国土交通大臣　石井　啓一君
国務大臣　宮腰　光寛君

———

**○議長の報告**

**（法律公布奏上及び通知）**

一、去る二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律

**（通知書受領）**

一、昨二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律

放送法の一部を改正する法律

**（報告書及び文書受領）**

一、去る二十八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成三十年度科学技術の振興に関する年次報告」

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成三十年度食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和元年度食料・農業・農村施策」についての文書

**（常任委員辞任及び補欠選任）**

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

| 辞任 | 補欠 |
|---|---|
| 安藤　裕君 | 木村　弥生君 |
| 池田　佳隆君 | 佐々木　紀君 |
| 大西　宏幸君 | 宮路　拓馬君 |
| 岡下　昌平君 | 谷川　とむ君 |
| 松野　博一君 | 木村　次郎君 |
| 今井　雅人君 | 高井　崇志君 |
| 森田　俊和君 | 緑川　貴士君 |
| 山岡　達丸君 | 谷田川　元君 |
| 谷川　とむ君 | 大隈　和英君 |
| 大隈　和英君 | 岡下　昌平君 |
| 木村　次郎君 | 松野　博一君 |
| 木村　弥生君 | 安藤　裕君 |
| 佐々木　紀君 | 池田　佳隆君 |
| 宮路　拓馬君 | 大西　宏幸君 |
| 高井　崇志君 | 今井　雅人君 |
| 緑川　貴士君 | 森田　俊和君 |
| 谷田川　元君 | 山岡　達丸君 |

法務委員

| 辞任 | 補欠 |
|---|---|
| 中曽根康隆君 | 金子　俊平君 |
| 古川　康君 | 宮路　拓馬君 |
| 古川　禎久君 | 八木　哲也君 |
| 岸本　周平君 | 森田　俊和君 |
| 金子　俊平君 | 中曽根康隆君 |
| 宮路　拓馬君 | 古川　康君 |
| 八木　哲也君 | 古川　禎久君 |
| 森田　俊和君 | 岸本　周平君 |

農林水産委員

| 辞任 | 補欠 |
|---|---|
| 泉田　裕彦君 | 安藤　高夫君 |
| 金子　俊平君 | 中曽根康隆君 |
| 小寺　裕雄君 | 高木　啓君 |
| 藤井比早之君 | 武井　俊輔君 |
| 古川　康君 | 鈴木　隼人君 |
| 石川　香織君 | 池田　真紀君 |
| 佐々木隆博君 | 山崎　誠君 |
| 鈴木　隼人君 | 穂坂　泰君 |
| 武井　俊輔君 | 藤井比早之君 |
| 安藤　高夫君 | 泉田　裕彦君 |
| 高木　啓君 | 小寺　裕雄君 |
| 中曽根康隆君 | 金子　俊平君 |
| 穂坂　泰君 | 古川　康君 |
| 池田　真紀君 | 石川　香織君 |
| 山崎　誠君 | 佐々木隆博君 |

経済産業委員

| 辞任 | 補欠 |
|---|---|
| 石﨑　徹君 | 金子　俊平君 |
| 岩田　和親君 | 鳩山　二郎君 |
| 岡下　昌平君 | 谷川　とむ君 |
| 野中　厚君 | 池田　道孝君 |
| 細田　健一君 | 宮路　拓馬君 |
| 宮澤　博行君 | 宮川　典子君 |
| 池田　道孝君 | 野中　厚君 |
| 金子　俊平君 | 石﨑　徹君 |
| 谷川　とむ君 | 岡下　昌平君 |
| 鳩山　二郎君 | 岩田　和親君 |
| 宮川　典子君 | 宮澤　博行君 |
| 宮路　拓馬君 | 細田　健一君 |

国土交通委員

| 辞任 | 補欠 |
|---|---|
| 加藤　鮎子君 | 大西　宏幸君 |
| 小島　敏文君 | 佐々木　紀君 |
| 土屋　品子君 | 百武　公親君 |
| 中谷　真一君 | 大岡　敏孝君 |
| 藤井比早之君 | 池田　佳隆君 |
| 望月　義夫君 | 藤丸　敏君 |
| 道下　大樹君 | 初鹿　明博君 |
| 下条　みつ君 | 緑川　貴士君 |
| 清水　忠史君 | 田村　貴昭君 |
| 大岡　敏孝君 | 務台　俊介君 |
| 大西　宏幸君 | 宮路　拓馬君 |
| 百武　公親君 | 三ッ林裕巳君 |
| 緑川　貴士君 | 山岡　達丸君 |
| 宮路　拓馬君 | 大隈　和英君 |
| 務台　俊介君 | 武部　新君 |
| 藤丸　敏君 | 望月　義夫君 |
| 初鹿　明博君 | 道下　大樹君 |
| 田村　貴昭君 | 清水　忠史君 |
| 池田　佳隆君 | 藤井比早之君 |
| 大隈　和英君 | 加藤　鮎子君 |
| 佐々木　紀君 | 小島　敏文君 |
| 武部　新君 | 中谷　真一君 |
| 三ッ林裕巳君 | 土屋　品子君 |
| 山岡　達丸君 | 下条　みつ君 |

（議案受領）

一、去る二十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）（参議院送付）

法務委員会　付託

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四三号）（参議院送付）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第二号）

以上二件　国土交通委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本語教育の推進に関する法律案

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律案

（議案通知書受領）

一、昨二十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

**(議案撤回通知書受領)**

一、去る二十八日、参議院から、二月十三日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君外四名提出)

**(質問書提出)**

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

社会保険労務士の懲戒制度に関する質問主意書(阿部知子君提出)

米国金融制裁の朝鮮総連幹部等への適用に関する再質問主意書(松原仁君提出)

再入国禁止措置対象者の金融機関取引に関する質問主意書(松原仁君提出)

金正恩委員長への独自制裁に関する再質問主意書(松原仁君提出)

北朝鮮の東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加に関する再質問主意書(松原仁君提出)

成田空港・羽田空港へ着陸する航空機の落下物防止のための洋上脚下げに関する質問主意書(松原仁君提出)

外国人技能実習生への人権侵害に対する対策に関する質問主意書(長尾秀樹君提出)

託児所における補助金適用の範囲に関する質問主意書(浅野哲君提出)

首都高速道路の千円値上げに関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

各府省の補助金等交付規則制定の必要性に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

安倍総理主催「桜を見る会」に関する質問主意書(宮本徹君提出)

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

トランプ米国大統領の訪日における諸行事の経費負担に関する質問主意書(森山浩行君提出)

トランプ米大統領の相撲観戦の座席に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

トランプ米大統領が土俵に上がる際に用意された階段に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

**(答弁書受領)**

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博君提出副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制範囲に関する質問に対する答弁書

---

令和元年五月十七日提出
質問第一七三号

**副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問主意書**

提出者　初鹿明博

副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問主意書

大臣が東京を離れる場合には、平成十五年の閣議了解により、あらかじめ、副大臣又は大臣政務官が代理で対応ができるようにするため、いわゆる「在京当番」を置き、緊急事態に備える体制がとられています。

白須賀貴樹文部科学大臣政務官は、「在京当番」であった日のうち、昨年十月の就任以来半年間で十三日間、自身の選挙区である千葉県に行き、東京を離れていたことが明らかになりました。

これについて、文部科学省においては、在京当番について、都内に限らず、概ね一時間以内に官邸等に参集できる体制をとるとの運用をしており、問題は無いとの見解を示しています。

以上をふまえ、以下質問します。

一　他省庁の副大臣、政務官の中で、「在京当番」の日に東京を離れていた者の有無について明らかにしてください。いる場合は、誰が何回、どこに行っていたのかを含めて政府の承知しているところを具体的に明らかにしてください。

二　文部科学省は、概ね一時間以内に官邸等に参集できる体制をとるとの運用を行っているが、同様に一定時間内に参集できれば、東京を離れることを許容している省庁はあるのか、具体的な運用の内容を明らかにしてください。

三　東日本大震災の例をとるまでもなく、災害時には公共交通機関の運行が見合わせられたり、道路渋滞が発生したりして、通常時に一時間以内に参集できる距離でも参集できなくなる可能性があることを考えると、徒歩でも短時間で参集できる距離にいることを義務付ける必要があると考えるが、政府の見解を伺います。

右質問する。

---

内閣衆質一九八第一七三号

令和元年五月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

**衆議院議員初鹿明博君提出副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問に対する答弁書**

一及び二について

「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成十五年十一月二十一日閣議了解。以下「閣議了解」という。）においては、緊急事態に備える観点から、「各閣僚が東京を離れる場合には、あらかじめ副大臣（内閣官房副長官を含む。）又は大臣政務官が代理で対応できるよう、各省庁等において調整しておく」こととしているところ、各閣僚が所属する省庁等においては、閣議了解に従った対応ができるよう、それぞれ必要な調整を行っており、例えば、文部科学省を含む複数の省庁等においては、閣僚の代理として対応することとなる者は、当該省庁等があらかじめ決めた時間内に閣議了解に定める場所に参集することができる範囲に所在することとする旨の調整を行っているところである。

各省庁等においては、閣議了解に従った対応ができるよう、それぞれ適切に運用を行っており、第四次安倍改造内閣が発足した平成三十年十月二日以降について調査した限り、それぞれにおいて調整した内容と異なる運用がなされた事実は把握していない。

三について

政府としては、危機管理に万全を期することが重要であるとの認識の下、閣議了解に従って適切に対応しているところであり、現時点において御指摘のような必要があるとは考えていない。

---

令和元年五月十七日提出
質問第一七四号

**自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制範囲に関する質問主意書**

提出者　初鹿　明博

自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制範囲に関する質問主意書

現在、自衛隊の施設や在日米軍施設を、その周辺地域の上空においてドローン等の小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に加えること等を内容とする小型無人機等飛行禁止法等改正案が衆議院を通過し、参議院で審議中です。

この法律案が成立すると、対象施設に指定された自衛隊・米軍施設の上空及び周囲おおむね三百メートル以内において、ドローン等の小型無人機等の飛行が禁止されますが、対象施設については防衛大臣が個別に指定するものとされていて、どこまで対象が広がっていくのか法案審議の中で明らかにされておりません。

また、対象施設の周囲おおむね三百メートル以内が規制の範囲となりますが、規制の範囲内かどうかの周知をどのように行うのかも不明であります。

以上を踏まえ、以下質問します。

一　米軍施設の中に東京都港区六本木七丁目の赤坂プレス・センターがありますが、東京のど真ん中のこの施設も規制の対象に含まれ得るのか、明らかにされたい。

二　赤坂プレス・センターの周囲三百メートルとなると、六本木ヒルズや東京ミッドタウンもこの範囲に含まれてきます。これらの施設においては、各種イベントや報道機関による取材等でドローンを使用する機会も想定されることから、国民に対して規制の範囲に入っていることを周知する必要がある一方で、その徹底が非常に難しいと考えます。対象施設の上空は施設の所在地が分かれば誰でも判別出来ますが、施設から三百メートル以内かそれ以上離れているかは直ちには分かりません。規制の範囲内かどうかをどのように周知するつもりか明らかにされたい。

右質問する。

---

内閣衆質一九八第一七四号

令和元年五月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

**衆議院議員初鹿明博君提出自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制範囲に関する質問に対する答弁書**

一について

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十号）第一条の規定による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「新小型無人機等飛行禁止法」という。）第六条第一項の規定により、防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条第一項の施設及び区域（以下「防

衛関係施設」という。）のうち、新小型無人機等飛行禁止法第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象防衛関係施設として指定することができるところ、お尋ねの赤坂プレス・センターについては、防衛関係施設に該当するものである。

二について

　防衛省においては、新小型無人機等飛行禁止法第六条第二項の規定により対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、同条第四項の規定により、当該対象施設周辺地域を官報で告示するとともに、新小型無人機等飛行禁止法第八条の規定により、当該対象施設周辺地域を国民に周知するため、当該対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表することとしている。

**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

平成三十一年三月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

　第七条の二第七項第一号中「次号において同じ。）」の下に「（当該命令の日以後において当該違反行為をしていた者に限る。同号において同じ。）」を、「決定を受けたことがある者」の下に「（当該通知又は決定の日以後において当該違反行為をしていた者に限る。同号において同じ。）」を加える。

　第六十九条第二項中「の割合」を「を超えない範囲内において政令で定める割合」に改める。

　第九十四条の二中「二十万円」を「三百万円」に改める。

　第九十五条第一項第三号中「第九十四条」を「第九十四条の二」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

　三　第九十四条　二億円以下の罰金刑

　第九十五条第二項第三号中「第九十四条」を「第九十四条の二」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

　三　第九十四条　二億円以下の罰金刑

　第百二条第一項中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において、」に、「又は差し押さえるべき物件」を「、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「同項」を「これらの項」に改め、同条第三項中「以下」を「第百十四条の三第四項及び第五項を除き、以下」に改め、同条第四項中「又は差し押さえるべき物件」を「、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「の氏名」を「の氏名（法人については、名称）」に改め、同条第五項中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

　第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

　第百二条第一項の次に次の一項を加える。

　差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

　第百三条の次に次の二条を加える。

第百三条の二　委員会職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

　前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができ

る。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第一項の規定による求めを行う場合においては、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第百三条の三　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一　差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二　差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第百四条から第百六条までの規定中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第百七条第一項中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

第百七条の次に次の一条を加える。

第百七条の二　臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第百八条、第百九条第一項、第百十条及び第百十一条中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第百十二条中「又は差押え」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「若しくは差押物件の所有者若しくは所持者」を「、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者（第百三条の三の規定による処分を受けた者を含む。）」に改める。

第百十三条及び第百十四条中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

第百十四条の次に次の二条を加える。

第百十四条の二　公正取引委員会は、第百三条の三の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第百十四条の三　委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

前項の許可の請求は、委員会職員からこれをしなければならない。

前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。

鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

第百十六条第一項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録」を「、差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第二項及び第三項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

第二条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三条―第七条の二」を「第二条の二―第七条の九」に、「第十九条」を「第十八条の二」に改める。

第二章中第三条の前に次の一条を加える。

第二条の二　この章において「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

この章において「子会社等」とは、事業者の子会社（法人がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決

権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。以下この項及び次項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。以下この章及び第五章において同じ。）若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「供給子会社等」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、以下この条において単に「違反行為」という。）をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものをいう。

この章において「違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしたものをいう。

この章において「非違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反供給子会社等」とは、非違反供給子会社等のうち、違反行為をした事業者と完全子会社等の関係にあるものであつて、他の者に当該違反行為に係る商品又は役務を供給することについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務を供給したものをいう。

この章において「購入子会社等」とは、違反行為をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしたものをいう。

この章において「非違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反購入子会社等」とは、非違反購入子会社等のうち、違反行為をした事業者と完全子会社等の関係にあるものであつて、他の者から当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けることについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「事前通知」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が違反行為をした事業者に対してする通知をいう。

この章において「実行期間」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為の実行としての事業活動を行つた日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間をいう。

この章において「違反行為期間」とは、第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について

第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為をした事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）をいう。

第七条第二項ただし書中「五年」を「七年」に改める。

第七条の二第一項中「で次の各号のいずれかに該当する」を「であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなる」に、「当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額」を「第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該違反行為（商品又は役務を供給することに係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者に当該特定非違反供給子会社等が供給したもの及び当該事業者の供給子会社等に当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等が供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額

二　当該違反行為（商品又は役務の供給を受けることに係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反購入子会社等が供給を受けた当該商品又は役務（当該事業者から当該特定非違反購入子会社等が供給を受けたもの及び当該事業者又は当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けたものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けた当該商品又は役務（当該購入子会社等（違反購入子会社等又は特定非違反購入子会社等である場合に限る。）が他の者から供給を受けて当該事業者又は当該特定非違反購入子会社等に供給したものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における購入額

三　当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額

四　当該違反行為に係る商品若しくは役務を他の者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないこと又は他の者（当該事業者の購入子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその購入子会社等を除く。）から当該商品若しくは役務の供給を受けないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかんを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額

第七条の二第五項中「第一項」を「前項」に改め、「次の」の下に「各号の」を、「該当する者」の下に「（その者の一又は二以上の子会社等が当該各号のいずれにも該当しない場合を除く。）」を加え、「「百分の四」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」を、「百分の四」に改め、同条第六項を次のように改める。

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が公正取引委員会又は当該違反行為に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事する職員による当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項各号に掲げる額を、当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品

若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、公正取引委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。

第七条の二第二項から第四項まで及び第七項から第二十七項までを削る。

第二章中第七条の二の次に次の七条を加える。

第七条の三　前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、第三項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一　当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、前条第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る。）、次条第七項若しくは第七条の七第三項の規定による通知又は第六十三条第二項の規定による決定（以下この項において「納付命令等」という。）を受けたことがある者（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

二　前号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が納付命令等（当該納付命令等の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

三　前二号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に納付命令等を受けたことがある他の事業者たる法人と合併した事業者たる法人又は当該他の事業者たる法人から当該納付命令等に係る違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した事業者たる法人（当該合併、譲受け又は分割の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一　単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二　単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三　前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ　他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ　他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。

ハ　他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に当該違反行為又は当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し、若しくは仮装すること又は当該事実に係る虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をすることを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ニ　他の事業者に対し次条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又は第七条の五第一項の規定による協議の申出を行わないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第一項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に二を乗じて得た額」とする。

第七条の四　公正取引委員会は、第七条の二第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第四十七条第一項第四号に掲げる処分又

は第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日をいう。以下この条において同じ。）（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日をいう。次号及び次項において同じ。）以後に行われた場合を除く。）

二　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者

第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額（前二条の規定により計算した課徴金の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額を、第二号及び第五号又は第三号及び第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、第四号及び第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額するものとする。

一　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

二　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

三　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。次号において同じ。）を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

四　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち六番目以降に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

五　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者

第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第三号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、第二号及び第三号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額するものとする。

一　当該違反行為に係る第一項第一号又は前項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数が五に満たない場合において、当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十七条第一項各号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。次号において同じ。）を行つた者（第一項第一号又は前項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数とこの号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が五以下であり、かつ、この号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合に限る。）

二　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（前号に該当する者を除く。）

三　前二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた日以後において、当該違反行為をしていない者

第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた場合において、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する者であるときに限り、当該事実の報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該事実の報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに前項第一号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。

一　当該二以上の事業者が、当該事実の報告及び資料の提出の時において相互に子会社等の関係にあること。

二　当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該事実の報告及び資料の提出を行つた日から遡り十年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。

三　当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同しては当該違反行為をしていないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ　その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ　その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

公正取引委員会は、第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、次条第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）をした場合を除き、第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令又は次項若しくは第七条の七第三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時までに）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の五　公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該協議において、公正取引委員会に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ　前条第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（ハ及び次項第一号ロにおいて単に「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ　公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　減算前課徴金額に次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合（次項第二号において「上限割合」という。）の範囲内において、当該合意において定める特定の割合（同号及び第三項において「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

イ　前条第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者　百分の四十以下

ロ　前条第三項第一号又は第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者　百分の二十以下

公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を

要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

ロ　イに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告等事業者が前号に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として公正取引委員会規則で定めるところにより当該合意において定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に限る。）を上限とする範囲内において、公正取引委員会が当該行為により得られた前項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（次項及び第五項において「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、第一項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、前条第二項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

第一項の合意は、公正取引委員会及び報告等事業者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

公正取引委員会は、第二項第二号に掲げる行為をすることを内容とする第一項の合意をする場合には、同号に規定する公正取引委員会による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。

第一項の協議において、公正取引委員会は、報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一号イに掲げる行為により報告し、又は提出することができる事実又は資料の概要について説明を求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の合意が成立しなかつた場合（報告等事業者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。）には、公正取引委員会が同項の協議における報告等事業者の説明の内容を記録した、文書その他の物件を証拠とすることができない。

協議の申出の期限その他の第一項の協議に関し必要な手続は、公正取引委員会規則で定める。

報告等事業者は、第一項の協議を行うに当たり、代理人（弁護士又は弁護士法人に限る。次項及び第十一項において「特定代理人」という。）を選任することができる。

公正取引委員会は、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対し、特定代理人を選任することができる旨を書面により教示するものとする。

報告等事業者が第九項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人（第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。）との間で協議」と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

第七条の六　公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令又は第七条の四第七項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同条第一項から第三項まで及び前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

一　当該事業者（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。）が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二　当該事業者（第七条の四第一項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第六項の規定による求めに対し、事実の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三　当該事業者（第七条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第六項の

規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

四　当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）第七条の二第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

五　当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）同条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又は前条第一項の協議の申出を行うことを妨害していたこと。

六　当該事業者が、正当な理由なく、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨又は前条第一項の合意若しくは協議を行つた旨を第三者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の者に対し）明らかにしたこと。

七　当該事業者が、前条第一項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかつたこと。

第七条の七　公正取引委員会は、第七条の二第一項の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項又は第七条の五第三項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項若しくは第七条の五第三項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

　前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

　公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第七条の二第一項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し同項の規定による命令をする際に（当該命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時までに）、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の八　第七条の二第一項の規定による命令を受けた者は、同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

　第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

　第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第七条の四第七項及び前条第三項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、第七条の二からこの条までの規定を適用する。

　第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、同条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第

七条の二第一項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第一項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、同項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

前二項の場合において、第七条の四及び第七条の五の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

実行期間の終了した日から七年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

第七条の九　事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）であつて、当該他の事業者（以下この項において「被支配事業者」という。）が供給する商品若しくは役務の対価に係るもの又は被支配事業者が供給する商品若しくは役務の供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号及び第二号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額並びに第三号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が被支配事業者に供給した当該商品又は役務（当該被支配事業者が当該違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者に当該特定非違反供給子会社等が供給したもの並びに当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等が被支配事業者及び当該事業者の供給子会社等に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額

二　当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額

三　当該違反行為に係る商品若しくは役務を他の者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかんを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額

事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるものに限り、前項の規定に該当するものを除く。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した商品又は役務（当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者（当該事業者の供給子会社等を除く。）に当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る違反行為期間における売上額に、百分の六を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、第七条の七並びに前条第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第一項に規定する違反行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第七条の二第三項 | 第一項の | 第七条の九第一項の |
| | 第一項各号 | 第七条の九第一項各号 |
| | 若しくは特定非違反購入子会社等又は | 又は |
| 第七条の三第一項 | 前条第一項の | 第七条の九第一項の |
| | 同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。） | 同項 |
| 第七条の七第一項 | 第七条の二第一項 | 第七条の九第一項 |
| | 同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項又は第七条の五第三項 | 同項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項若しくは第七条の三第一項（ただし書を除く。） |
| 第七条の七第一項ただし書 | 第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項若しくは第七条の五第三項 | 第七条の九第一項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項若しくは第七条の三第一項（ただし書を除く。） |
| 第七条の七第二項 | 前項ただし書 | 第七条の九第三項において読み替えて準用する前項ただし書 |
| 第七条の七第三項 | 前項 | 第七条の九第三項において読み替えて準用する前項 |
| | 第七条の二第一項 | 同条第一項 |
| 前条第一項 | 第七条の二第一項 | 次条第一項 |
| | 同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は | 同項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）若しくは |
| 前条第二項 | 第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は | 次条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）若しくは |
| 前条第三項 | 第七条の二第一項 | 次条第一項 |
| | 第七条の四第七項及び | 同条第三項において読み替えて準用する |
| | 通知並びに | 通知及び |
| | 第七条の二からこの条まで | 次条第一項並びに同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、前条及び第一項から次項まで並びに次条第三項において準用する第六項 |
| 前条第四項 | 第七条の二第一項 | 次条第一項 |
| | 同条からこの条まで | 同項並びに同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、前条及び第一項からこの項まで並びに次条第三項において準用する第六項 |
| | 特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。） | 特定事業承継子会社等 |
| | 、第一項 | 、同条第三項において読み替えて準用する第一項 |
| | 受けた特定事業承継子会社等は、同項 | 受けた特定事業承継子会社等（同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第一項 |

第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、第七条の七並びに前条第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第二項に規定する違反行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第七条の二第三項 | 第一項の | 第七条の九第二項の |

| | | |
|---|---|---|
| | 実行期間 | 違反行為期間 |
| | 第一項各号に掲げる | 第七条の九第二項に規定する |
| | 若しくは特定非違反購入子会社等又は | 又は |
| 第七条の三第一項 | 前条第一項の | 第七条の九第二項の |
| | 同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。） | 同項 |
| | 合算額 | 売上額 |
| 第七条の七第一項 | 第七条の二第一項 | 第七条の九第二項 |
| | 同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第七条の五第三項 | 同項又は同条第四項において読み替えて準用する第七条の二第三項若しくは第七条の三第一項（ただし書を除く。） |
| 第七条の七第一項ただし書 | 第七条の二、第七条の四第二項若しくは第七条の五第三項 | 第七条の九第二項又は同条第四項において読み替えて準用する第七条の二第三項若しくは第七条の三第一項（ただし書を除く。） |
| 第七条の七第二項 | 前項ただし書 | 第七条の九第四項において読み替えて準用する前項ただし書 |
| 第七条の七第三項 | 前項 | 第七条の九第四項において読み替えて準用する前項 |
| | 第七条の二第一項 | 同条第二項 |
| 前条第一項 | 第七条の二第一項 | 次条第二項 |
| | 同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第七条の五第三項又は | 同項又は同条第四項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）若しくは |
| 前条第二項 | 第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は | 次条第二項又は同条第四項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）若しくは |
| 前条第三項 | 第七条の二第一項 | 次条第二項 |
| | 第七条の四第七項及び | 同条第四項において読み替えて準用する |
| | 通知並びに | 通知及び |
| | 第七条の二からこの条まで | 次条第二項並びに同条第四項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、前条並びに第一項から次項まで及び第六項 |
| 前条第四項 | 第七条の二第一項 | 次条第二項 |
| | 同条からこの条まで | 同項並びに同条第四項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、前条並びに第一項からこの項まで及び第六項 |
| | 特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。） | 特定事業承継子会社等 |
| | 、第一項 | 、同条第四項において読み替えて準用する第一項 |
| | 受けた特定事業承継子会社等は、同項 | 受けた特定事業承継子会社等（同条第四項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第二項 |
| 前条第六項 | 実行期間 | 違反行為期間 |

第八条の三中「第七条の二第一項、第三項、第五項、第六項（ただし書を除く。）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く。）、第二十二項、第二十三項及び第二十七項」を「第二条の二（第十四項を除く。）、第七条の二、第七条の四（第四項第二号及び第三号を除く。）、第七条の五、第七条の六並びに第七条の八第一項、第二項及び第六項」に、「準用する」を「ついて準用する」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第二条の二第二項 | この章 | この章（第八条の三において読み替えて準用する第七条の四第四項第一号を除く。） |
| 第二条の二第四項 | 第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、 | 第八条の三に規定する違反行為（ |
| | 事業者 | 事業者団体の構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合にあつては、当該事業者を含む。以下この章において「特定事業者」という。） |
| 第二条の二第五項 | 事業者 | 事業者団体 |
| | をしたもの | の実行としての事業活動をしたもの |
| 第二条の二第六項 | 事業者 | 事業者団体 |
| | をしていないもの | の実行としての事業活動をしていないもの |
| 第二条の二第七項 | 事業者と | 事業者団体の特定事業者と |
| | 事業者から | 特定事業者から |
| 第二条の二第八項 | 事業者 | 事業者団体の特定事業者 |
| 第二条の二第九項 | 事業者 | 事業者団体 |
| | をしたもの | の実行としての事業活動をしたもの |
| 第二条の二第十項 | 事業者 | 事業者団体 |
| | をしていないもの | の実行としての事業活動をしていないもの |
| 第二条の二第十一項 | 事業者と | 事業者団体の特定事業者と |
| | 事業者から | 特定事業者から |
| 第二条の二第十二項 | 第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項 | 第八条の三 |
| | 事業者 | 事業者団体の特定事業者 |
| 第二条の二第十三項 | 第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした | 違反行為をした事業者団体の |
| | 事業者 | 特定事業者 |
| 第二条の二第十五項 | 事業者 | 事業者団体の特定事業者 |
| 第七条の二第一項各号列記以外の部分 | 事業者が | 事業者団体が |
| | 事業者に | 事業者団体の特定事業者に |
| 第七条の二第一項各号 | 事業者 | 特定事業者 |
| 第七条の二第一項第三号 | をしていない | の実行としての事業活動をしていない |
| 第七条の二第一項第四号 | 違反行為をした | 違反行為をした事業者団体の |
| 第七条の二第二項及び第三項 | 当該事業者 | 当該特定事業者 |
| 第七条の四第一項各号列記以外の部分 | 事業者 | 特定事業者 |
| 第七条の四第一項第一号 | 違反行為をした | 違反行為をした事業者団体の |
| | 事業者 | 特定事業者 |
| 第七条の四第一項第二号 | をしていない | の実行としての事業活動をしていない |
| 第七条の四第二項各号列記以外の部分 | 事業者 | 特定事業者 |
| | 前二条 | 同条 |
| 第七条の四第二項第一号から第四号まで | 事業者 | 事業者団体の特定事業者 |
| 第七条の四第二項第五号 | をしていない | の実行としての事業活動をしていない |

| | | |
|---|---|---|
| 第七条の四第三項各号列記以外の部分 | 事業者 | 特定事業者 |
| 第七条の四第三項第三号 | をしていない | の実行としての事業活動をしていない |
| 第七条の四第四項各号列記以外の部分 | 第七条の二第一項に規定する違反行為をした | 第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為をした事業者団体の |
| | 事業者 | 特定事業者 |
| | 第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する | 第一号に該当する |
| 第七条の四第四項第一号 | 事業者 | 特定事業者 |
| | 子会社等 | 子会社等（特定事業者の子会社（第二条の二第二項に規定する子会社をいう。）若しくは親会社（同項に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定事業者と親会社が同一である他の会社をいう。） |
| 第七条の四第五項及び第六項 | 事業者 | 特定事業者 |
| 第七条の四第七項 | 事業者 | 特定事業者 |
| | した違反行為 | 行つた同項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出 |
| 第七条の五第一項各号列記以外の部分 | 行つた事業者 | 行つた特定事業者 |
| | 報告等事業者 | 特定報告等事業者 |
| 第七条の五第一項第一号ロ | 報告等事業者 | 特定報告等事業者 |
| 第七条の五第一項第二号 | 事業者 | 特定事業者 |
| 第七条の五第二項、第四項、第六項、第七項及び第九項から第十一項まで | 報告等事業者 | 特定報告等事業者 |
| 第七条の六（第四号を除く。） | 事業者 | 特定事業者 |
| 第七条の六第四号 | 事業者がした | 事業者団体がした |
| | 、当該事業者 | 、当該特定事業者 |
| | 他の事業者 | 他の特定事業者 |
| | （当該事業者 | （当該特定事業者 |
| | 及び当該事業者 | 及び当該特定事業者 |
| | 一以上の事業者 | 一以上の特定事業者 |
| | 以外の事業者 | 以外の特定事業者 |
| | をする | の実行としての事業活動を行う |
| | をやめる | の実行としての事業活動をやめる |
| 第七条の八第一項 | 同条、第七条の三 | 同条 |
| | 、第七条の五第三項又は前条第一項 | 又は第七条の五第三項 |
| 第七条の八第二項 | 第七条の二、第七条の三 | 第七条の二 |
| | 、第七条の五第三項又は前条第一項 | 又は第七条の五第三項 |

第九条第五項中「、会社がその総株主の議決権」の下に「（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条から第十一条まで、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項において同じ。）」を加える。

第五章中第十九条の前に次の一条を加える。

第十八条の二　この章において「違反行為期間」とは、第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をした事業者に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号又は第四号に

掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第二十条の二から第二十条の六までの規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をした事業者に対してする通知をいう。次項において同じ。）を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

この章において「調査開始日」とは、第二十条の二から第二十条の五までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為をした事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）をいう。

第二十条の二中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「が当該行為」を「が当該違反行為」に改め、「同条第二項及び」を削り、「第七条の二第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に、「第七条の二第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「当該行為」を「当該違反行為」に、「について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日（次条から第二十条の五までにおいて「調査開始日」という。）」を「についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「（その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の三中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「当該行為」を「当該違反行為」に、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に、「第七条の二第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「調査開始日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「（その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の四中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「当該行為」を「当該違反行為」に、「第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に、「同条第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「調査開始日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「（その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の五中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「当該行為」を「当該違反行為」に、「第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に、「同条第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「調査開始日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「（その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の六中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）」を「違反行為期間」に、「行為の」を「違反行為の」に、「（当該行為」を「（当該違反行為」に改める。

第二十条の七中「第七条の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項」を「第七条の二第三項並びに第七条の八第一項から第四項まで及び第六項」に、「準用する」を「ついて準用する」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第七条の二第三項 | 第一項の | 第二十条の二から第二十条の六までの |
| | 実行期間 | 第十八条の二第一項に規定する違反行為期間 |
| | 第一項各号に掲げる | 第二十条の二から第二十条の六までに規定する |
| | 当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等 | 当該事業者 |
| 第七条の八第一項 | 第七条の二第一項 | 第二十条の二から第二十条の六まで |
| | 同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項 | これらの規定又は第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項 |
| 第七条の八第二項 | 第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項 | 第二十条の二から第二十条の六までの規定又は第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項 |
| 第七条の八第三項 | 第七条の二第一項 | 第二十条の二から第二十条の六まで |
| | 並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第七条の四第七項及び前条第三項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等 | は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為 |
| | 第七条の二からこの条まで | これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第一項から次項まで及び第六項 |
| 第七条の八第四項 | 第七条の二第一項に | 第二十条の二から第二十条の六までに |
| | 違反行為及び当該法人が受けた命令等 | 違反行為 |
| | 違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等 | 違反行為 |
| | 同条からこの条まで | これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第一項からこの項まで及び第六項 |
| | 第七条の二第一項中「当該 | 第二十条の二から第二十条の六までの規定中「、当該 |
| | 特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に対し、この項 | 、特定事業承継子会社等に対し、この条 |
| | 、第一項 | 、第二十条の七において読み替えて準用する第一項 |
| | 受けた特定事業承継子会社等は、同項 | 受けた特定事業承継子会社等（第二十条の七において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、これら |
| 第七条の八第六項 | 実行期間 | 第十八条の二第一項に規定する違反行為期間 |

第四十八条の四中「同条第二項及び」を削り、「及び第四項」を「、第七条の九第一項及び第二項」に改める。

第四十八条の五第四項中「同条第二項及び」を削り、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に、「第七条の二第二十七項」を「第七条の八第六項」に、「第八条の三及び」を「第七条の九第三項及び第八条の三において準用する場合並びに第七条の九第四項及び」に改める。

第四十八条の八中「同条第二項及び」を削り、「及び第四項」を「、第七条の九第一項及び第二項」に改める。

第四十八条の九第四項中「同条第二項及び」を削り、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に、「第七条の二第二十七項」を「第七条の八第六項」に、「第八条の三及び」を「第七条の九第三項及び第八条の三において準用する場合並びに第七条の九第四項及び」に改める。

第六十二条第一項中「同条第二項及び」を削り、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第六十三条第一項中「（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第四項」を「又は第七条の九第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に改める。

第七十条第一項中「第七条の二第二十五項（」を「第七条の八第四項（第七条の九第三項若しくは第四項又は」に、「（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第七条の二第七項、第九十四条の二並びに第九十五条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条の規定　公布の日から起算して一月を経過した日

二　第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（延滞金に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の独占禁止法第六十九条第二項の規定は、延滞金のうち前条第二号に定める日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（排除措置に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際その行為がなくなった日から五年を経過している第二条の規定による改正前の独占禁止法（以下「旧独占禁止法」という。）第七条第二項又は独占禁止法第八条の二第二項若しくは第二十条第二項に規定する違反行為については、第二条の規定による改正後の独占禁止法（以下「新独占禁止法」という。）第七条第二項（独占禁止法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、新独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。

（課徴金に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法の規定は、施行日前違反行為（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項、第八条の三又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をいう。次条及び附則第六条において同じ。）についての課徴金の納付を命ずる手続についても、適用する。

第五条　この法律の施行の際その実行期間（旧独占禁止法第七条の二第一項（同条第二項及び旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する実行期間をいう。）の終了した日から五年を経過している施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）については、新独占禁止法第七条の八第六項（新独占禁止法第七条の九第三項及び第八条の三において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

２　この法律の施行の際その違反行為期間（旧独占禁止法第七条の二第四項に規定する違反行為期間をいう。）の終了した日から五年を経過している施行日前違反行為（同項に規定するものに限る。）については、新独占禁止法第七条の九第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の八第六項の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

３　この法律の施行の際旧独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する旧独占禁止法第七条の二第二十七項に規定する当該行為がなくなった日から五年を経過している施行日前違反行為（旧独占禁止法第二十条の二から第二十条の六までに規定するものに限る。）については、新独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の八第六項の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

第六条　施行日前に既になくなっている施行日前違反行為についての課徴金の額の計算については、なお従前の例による。

２　施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）として開始された行為であって、施行日以後になくなったもの（施行日以後において、新独占禁止法第七条の二第一項、第七条の九第一項又は第八条の三に規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第七条の二（新

独占禁止法第七条の九第三項又は第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の三（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含み、新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適用に係る部分に限る。）及び第七条の九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧独占禁止法第七条の二第一項中「から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）」とあるのは、「（当該事業活動を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第六項に規定する事前通知をいう。）を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　　号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」とする。

3　施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第四項に規定するものに限る。）として開始された行為であつて、施行日以後になくなつたもの（施行日以後において、新独占禁止法第七条の九第二項に規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第七条の九第二項並びに同条第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の二、第七条の三及び第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適用に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧独占禁止法第七条の二第四項中「から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）」とあるのは、「（当該行為を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第六項に規定する事前通知をいう。）を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　　号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」とする。

4　施行日前違反行為（旧独占禁止法第二十条の二から第二十条の六までに規定するものに限る。）として開始された行為であつて、施行日以後になくなつたもの（施行日以後において、新独占禁止法第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第二十条の二から第二十条の六まで並びに第二十条の七において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の二及び第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の二の適用に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧独占禁止法第二十条の二中「から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）」とあるのは「（当該行為を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第七条の二第六項に規定する事前通知をいう。以下この章において同じ。）を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　　号）の施行の日（以下この章において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」と、第二十条の三から第二十条の五までの規定中「から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）」とあり、及び第二十条の六中「から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）」とあるのは「（当該行為を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は改正法施行日の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」とする。

5　施行日前に旧独占禁止法第七条の二第十項第一号（旧独占禁止法第八条の三において読み替

えて準用する場合を含む。）、第十一項第一号から第三号まで（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十二項第一号（旧独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定により事実の報告及び資料の提出を行った事業者の課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の四から第七条の六まで（これらの規定を新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条　新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号。以下この項及び次条第三項において「平成二十一年独占禁止法改正法」という。）の施行の日前に新独占禁止法第七条の三第二項第一号、第二号又は第三号イ若しくはロに規定する行為に相当する行為をし、かつ、平成二十一年独占禁止法改正法の施行の日前に既に当該行為がなくなっている場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

2　新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、新独占禁止法第七条の三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなっている場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

3　新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、新独占禁止法第七条の三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に該当する行為をした場合（施行日以後にした場合に限る。）における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に行われたものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

第八条　新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日（新独占禁止法第二条の二第十五項に規定する調査開始日をいう。以下この条において同じ。）から遡り十年以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）による改正前の独占禁止法（以下この項及び次条において「平成十七年改正前独占禁止法」という。）第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令についての審判手続の開始を請求することなく平成十七年改正前独占禁止法第四十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。）、又は平成十七年改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該命令又は審決を新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令であって確定しているものとみなして、新独占禁止法第七条の三第一項（新独占禁止法第七条の九第三項又は第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第三項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社（新独占禁止法第二条第三項に規定する完全子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）（当該命令又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該命令又は審決（当該譲渡又は分割については、当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。）を受けた場合における、当該事業者についての新独占禁止法第七条の三第一項及び第三項の規定の適用についても、同様とする。

2　新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）による改正前の独占禁止法（次条において「平成二十五年改正前独占禁止法」という。）第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがあるときは、当該審決を新独占禁止法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新独占禁止法第七条の三第一項及び第三項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社（当該審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決（当該譲渡又は分割については、当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。）を受けた場合における、当該事業者についての同条第一項及び第三項の規定の適用についても、同様とする。

3　新独占禁止法第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成二十一年独占禁止法改正法による改正前の

独占禁止法（次条において「平成二十一年改正前独占禁止法」という。）第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがあるときは、当該命令を新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令であって確定しているものと、当該通知を新独占禁止法第七条の四第七項又は第七条の七第三項の規定による通知と、当該審決を新独占禁止法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新独占禁止法第七条の九第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の三第一項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社（当該命令、通知又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該命令、通知又は審決（当該譲渡又は分割については、当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。）を受けた場合における、当該事業者についての同項の規定の適用についても、同様とする。

第九条　新独占禁止法第二十条の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日（新独占禁止法第十八条の二第二項に規定する調査開始日をいう。以下この条において同じ。）から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の二の規定による命令であって確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

2　新独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の三の規定による命令であって確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

3　新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことが

あるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であって確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

4　新独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の五の規定による命令であって確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

第十条　旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、施行日前に、当該法人がその一又は二以上の子会社等（旧独占禁止法第七条の二第十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合における当該子会社等が命じられる課徴金については、なお従前の例による。

第十一条　施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項若しくは第八条の三に規定する違反行為又は当該違反行為に相当する行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者が、施行日前に新独占禁止法第七条の六第五号（新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する行為に相当する行為をした者である場合（施行日以後において同号に規定する行為をしていない場合に限る。）における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の六（同号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2　施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項若しくは第八条の三に規定する違反行為又は当該違反行為に相当する行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者が、施行日前に新独占禁止法第七条の六第六号（新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する行為に相当する行為をした者である場合（施行日以後において当該行為の相手方以外の同号に規定する者に対し同号に規定する行為をしていない場合に限る。）における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の六（同号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十二条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「新私的独占禁止法の」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の」に、「、新私的独占禁止法」を「、独占禁止法」に、「第三号（新私的独占禁止法」を「第四号（独占禁止法」に改める。

附則第八条中「新私的独占禁止法」を「独占禁止法」に改める。

---

理　由

公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るため、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

---

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課すことができるものとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　課徴金適用対象等の見直し

(一)　課徴金算定基礎額に違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額等を追加すること。

(二)　違反行為が公正取引委員会による調査等の日の十年前の日前から行われているときは、違反事業者の実行期間又は違反行為期間の始期を同日とすること。

2　課徴金算定率等の見直し

(一)　卸売業及び小売業に係る算定率並びに早期に違反行為をやめた事業者に係る軽減算定率を廃止すること。

(二)　中小企業算定率については、当該事業者の子会社等が中小企業に該当しない場合には適用しないこと。

(三)　繰り返し違反に対する割増算定率について、調査開始日から遡り十年以内にその完全子会社が課徴金納付命令等を受けたことがある場合において、違反行為を行った者等に対して適用すること。

(四)　主導的役割に対する割増算定率について、他の事業者に対し資料を隠蔽し、又は仮装すること等を要求等した者等に対して適用すること。

3　課徴金減免制度の見直し

(一)　減免申請をすることができる事業者数の上限を撤廃すること。

(二)　減免申請をした事業者の申出により、協議を行い、事件の真相解明に資する協力を行うこと及びその協力内容に応じた減算率を合意できるものとすること。

(三)　減免失格事由に、他の事業者が減免申請又は協議の申出を行うことを妨害したこと等を加えること。

4　罰則規定の見直し

検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を二億円に引き上げること。

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年五月二十九日

経済産業委員長　赤羽　一嘉

衆議院議長　大島　理森殿

〔別紙〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一　減免申請を行う事業者の予見可能性を確保する観点から、新たな課徴金減免制度における事業者が自主的に提出する証拠等の評価方法については、ガイドラインにおいてその明確化を図ること。特に、カルテル・入札談合の対象商品・役務、受注調整の方法、参加事業者、実施時期、実施状況等の評価対象となる情報について、評価方法の考え方や具体例をわかりやすく明示すること。また、制度の運用状況を見つ

つ、適時適切にガイドラインの見直しを行うこと。

二　課徴金減免制度において、事業者の協力度合いに応じた減算率を適用するに際しては、より高い減算率を得ること等を目的として事実を歪曲した資料の提出や供述調書の作成により迅速な実態解明が阻害されることがないよう留意するとともに、運用の検証やガイドラインの策定など適切な対応を行うこと。

三　いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関して規則・ガイドライン等を整備するに当たっては、範囲、要件について、国際水準との整合性を可能な限り図るよう留意した内容とするとともに、新制度の運用を検証しつつ、制度の拡充も視野に検討を継続すること。

四　いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権について、事業者と弁護士との間の法的相談に係る法的意見等の秘密を実質的に保護できるよう、公正取引委員会における判別手続と審査手続を明確に遮断する等、適正手続を確保する制度を本法施行までに整備すること。

五　いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関する公正取引委員会における運用について、手続の透明性及び信頼性並びに事業者の予見可能性を確保するために、運用事例を定期的に公表するよう努めること。

---

**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月十二日

参議院議長　伊達　忠一

衆議院議長　大島　理森殿

---

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十六年六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

---

**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書**

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長する措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行するものとしている。

二　議案の可決理由

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年五月二十九日

農林水産委員長　武藤　容治

衆議院議長　大島　理森殿

〔別紙〕

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

特定農産加工業経営改善臨時措置法は、昭和六十三年の牛肉・かんきつに係る日米合意等により影響を受ける特定農産加工業に対する措置として制定されたものである。以降、本制度は、特定農産加工業に対する重要な支援措置として活用されてきたものの、更なる国際化の進展により、農産加工品の輸入量や、国内消費量に占める輸入品のシェアが増加し、依然として高い水準にあるなど、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。その際、地域農業の発展に資するため、特定農産加工業において国産農産物の使用が一層促進されるよう、必要な措置を行うこと。

二　農業及び農産加工業の健全な発展に資するという本制度の目的が十分発揮されるよう、本制度と農産物に係る支援制度等関連施策との有機的連携に配意しながら、不断に制度の評価・検証を実施し、適時適切な見直しを行うこと。

三　本制度の運用に当たっては、ＣＰＴＰＰ協定、日ＥＵ・ＥＰＡの発効等による国境措置の変更の影響を踏まえ、特定農産加工業種の追加指定について適切かつ弾力的に対処すること。

四　地場産業として大きな比重を占める農産加工業を振興し、地域経済をより活性化するため、農産加工業における新商品開発、販路開拓の取組に加え、地域での食育の推進、持続可能な循環資源の活用、研究開発・成果利用等を進めるための取組や施設整備に対する支援を一層充実させること。

五　東日本大震災の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。

右決議する。

---

**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**

右

国会に提出する。

平成三十一年四月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成三十一年四月九日閣議決定）に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一　入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壌宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第千六百九十五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、平成二十八年三月二日（ニューヨーク時間）に国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日及び平成二十九年九月三日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二　特定の外国

北朝鮮

三　特定船舶

（一）北朝鮮籍のすべての船舶

（二）外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

（三）国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（ｄ）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（上記（一）又は（二）に該当する船舶を除く。）

（四）日本の国籍を有する船舶のうち、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（上記（三）に該当する船舶を除く。）

四　入港禁止の期間

（一）については、平成十八年十月十四日から平成三十三年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成三十三年四月十三日までの間。

（二）については、平成二十八年二月二十日から平成三十三年四月十三日までの間。

（三）については、平成二十八年四月二日から平成三十三年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成三十三年四月十三日までの間。

（四）については、平成二十八年十二月十日から平成三十三年四月十三日までの間。

五　法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

（二）については平成二十八年二月十九日。

（四）については平成二十八年十二月九日。

六　法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成二十八年十二月九日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。（四）については平成二十八年十二月十日。

七　その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、（三）に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（ｄ）等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

---

理　由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

---

## 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年二月十九日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年四月一日の閣議決定及び同年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年十二月九日の閣議決定等により変更された平成十八年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成三十一年四月九日に入港禁止の期間を平成三十三年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

二　議案の可決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和元年五月二十九日

国土交通委員長　谷　公一

衆議院議長　大島　理森殿

---

## 衆議院規則の一部を改正する規則案

右の議案を提出する。

令和元年五月三十日

提出者

議院運営委員長　高市　早苗

---

### 衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第百五十八条中「印刷して各議員に配付する」を「電磁的記録の提供その他の適当の方法により各議員に提供する」に改める。

附　則

この規則は、第二百回国会の召集の日から施行する。

---

理　由

質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当の方法により各議員に提供することができることとする必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可





発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本号一部　一一八円
（本体　一一〇円）